

群馬県知事指定「すべての建築士のための総合研修」講習会のお知らせ

一般社団法人 群馬建築士会 会長 田中恵輔

建築士法第 22 条の 4 に基づき、建築士が社会的責務を果たすための総合研修です。

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応として、平成 19 年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行され、更に、平成 20 年 11 月 28 日に改正建築士法が施行されました。建築士法の改正内容の骨子は、建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化、設計・工事監理の義務の適正化等です。その様な状況下、建築士は発注者や社会、消費者に向けて良好な建築環境を提供する義務があり、その為にも日常の設計・工事監理、施工や維持管理の面から、建築士として絶えず自己研鑽を積み、社会の要望に的確に答えていく必要が有ります。本会では、昭和 61 年度より国土交通大臣・群馬県知事指定を受け、平成 20 年度までの 23 年に渡り「建築士の為の指定講習会」を実施しました。引き続き指定講習会の趣旨を踏襲して、建築士法に規定される建築士会が全ての建築士を対象として行う研修として、その内容を更に発展して新たに企画したのが、本研修であります。また、本研修は本会が推進している継続能力開発 (CPD) 制度の特別認定研修として中心的な位置づけとして行うものであり、カリキュラムは、現在建築士を取り巻く状況や課題について、今日欠かせない内容を取上げています。建築士の自己研鑽の場として、新しく建築士を取得された方は元より、過去に受講された方も新しい時代に即した本研修に、御参加下さいます様ご案内申し上げます。(CPD参加型特別認定研修: 4単位)

記

講習会実施日時 平成 26 年 11 月 27 日 (木) 13:00~17:30
 講習会場 群馬建設会館ホール (前橋市元総社町 2-5-3)
 講習会の科目・時間割・講師 裏面に記載した「講習会次第」によります。
 受講料 会員 5,000 円 非会員 8,000 円 (テキスト代込み)
 申込方法 下記の総合研修講習会申込書を持参のうえ、群馬建築士会へお出下さい。
 郵送の場合は、現金書留にてお願い致します。(52 円切手を必ず同封して下さい)
 領収書と受講証を返送致します。振込の場合は 一般社団法人 群馬建築士会
 群馬銀行本店営業部 普通預金: 0781453 又はしのめ信用金庫前橋西支店
 普通預金: 0025524 振込受領書を FAX して下さい。(先着 100 名にて締切)
 領収書と受講証を送ります。受講証は当日受付にてご提示願います。
 申込先 (送り先) 〒371-0846 前橋市元総社町 2-5-3 群馬建設会館 4 階
 一般社団法人 群馬建築士会 TEL 027-252-2434 FAX 027-252-2565

キ リ ト リ

「すべての建築士のための総合研修」講習会申込書

受付年月日	平成 年 月 日	受付番号	No.
フリガナ		性別	男 女
氏名	メールアドレス:	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
住所	〒	TEL FAX	
登録番号	一級 No.	二級 (県) No.	木造 (県) No.
会員の別	会員 (支部) 非会員 (いずれかに○印を付けてください)		

※上記データにつきましては、個人情報保護法に基づき本会講習にかかわる事項のみに使用し適正に扱います。

群馬県知事指定
「すべての建築士のための総合研修」次第

日 時 平成 26 年 11 月 27 日

会 場 群馬建設会館ホール

科目	時間割	講師
主催者あいさつ	13:00~13:05	(一社)群馬建築士会 会 長 田中恵輔
開講あいさつ	13:05~13:10	群馬県建築住宅課 課 長 金井宏道
法制度コース	13:10~15:10	群馬県建築住宅課 主 任 南雲成也
休憩	10 分	
木造 2 階建て住宅の構造計算コース	15:30~17:30	(一社)群馬建築士会 相談役 桑原幸夫

- 当日受講証をご持参下さい。
- 受講席は受付番号順に指定席になっています。
- テキストは机の上に配布します。
- 当日不測による講師の変更には、ご理解をお願い致します。